

令和元年5月23日（木）
江島 潔 議員（自民）

参・文教科学委員会
対法務当局（法制部）

1問 衆議院での審議では、司法試験の在学中受験資格の導入について、意思決定プロセスに瑕疵があるのではないかとの疑義が呈された。今回の法案提出に至るプロセスは適切だったのか、法務当局に問う。

[法務省における検討の経過]

法務省では、在学中受験資格の導入について、昨年7月以降、文部科学省による法科大学院改革の進ちょく等を踏まえつつ、在学中受験資格導入を含む、司法試験制度の見直しに関する検討を進めてきたところ。

その検討のプロセスについては、そもそも、司法試験制度の見直しに当たって、特定の審議会での議論を経ることは予定されていないところ、今回の見直しでも同様であり、他に、意見調整のための適当な検討枠組みも設けられていなかった。

[検討プロセスとして適切]

そこで、法務省としては、法科大学院制度を所管する文部科学省や司法修習を所管する最高裁判所との協議のほか、法曹養成の運営に深く関わる法科大学院協会及び日本弁護士連合会と様々な意見交換を行いながら、慎重に検討を進めて方針を決定した。

その手続は、これまでの取扱いと異なるところはなく、検討のプロセスとして適切なものと考えている。

[今後の検討について]

もっとも、在学中受験資格の導入は、法科大学院教育に大きな影響を及ぼすものであるから、改正法案の成立後、法務省が設置する会議体において、関係省庁はもとより、大学

関係者や法曹関係者等により、司法試験の在り方についてしっかりと検討を進めていくことを予定しており、中央教育審議会においても、今後、法科大学院のカリキュラムの在り方について、必要な検討がされていくものと承知している。

令和元年5月23日（木）
江島 潔 議員（自民）

参・文教科学委員会
対法務当局（法制部）

2問 衆議院での審議では、在学中受験資格の導入について、一部の関係者からしか意見聴取を行っていないことを疑問視する指摘があった。改めて、この点について、問題はなかったとの認識か、法務当局に問う。

[法科大学院協会及び日弁連と意見交換してきたこと]

（先ほど申し上げたとおり、）法務省としては、在学中受験資格の導入について、文部科学省や最高裁判所との協議のほか、法科大学院協会及び日本弁護士連合会と様々な意見交換を行いながら、慎重に検討を進めて方針を決定したものである。

これは、法科大学院協会及び日本弁護士連合会が、現在の法曹養成プロセスの担い手として、司法試験制度の見直しに強い利害関係を有すると同時に、法曹養成制度の在り方を検討するに当たって、最も的確な意見集約を図ることができる団体であることから、日本弁護士連合会や法科大学院協会と意見調整を行うことが必要かつ相当と考えたことによるものである。

したがって、在学中受験資格の導入にあたって、一部の関係者からしか意見聴取を行っていないという指摘は当たらず、検討のプロセスに瑕疵があるとは考えていない。

[その他の団体の意見も聞いていること]

その上で、法務省としては、日本弁護士連合会や法科大学院協会のみならず、複数の学会や弁護士関係団体、その他の関係団体等からも、様々な形で幅広く意見を聞き、これらの意見をも総合的に考慮した上で慎重に検討を進めてきたものである（注）。

(注) 具体的には、日本経済法学会や臨床法学教育学会等の各学会、弁護士知財ネットや全国倒産処理弁護士ネットワークといった弁護士関係団体のほか、民主主義科学者協会法律部会、ロースクールと法曹の未来を創る会等の各種関係団体などから多数の意見表明があった。

(参考) 法学部生アンケート結果（平成30年実施）によれば、法曹を志望・選択肢の一つとしている学生の不安や迷いとして
「司法試験に合格できるかわからない」（62.1%）、「自分に適性があるか分らない」（44.5%）のほか、
「法科大学院修了までの経済的な負担が大きい」（26.5%）
「法科大学院修了までの時間的負担が大きい」（23.2%）
が挙げられている。

(参考資料1) 法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果メモ（公表準備中）

(参考資料2) 法曹養成制度改革推進会議決定（抜粋）

法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果メモ（公表準備中）

実施主体：法務省・文部科学省

調査対象：平成31年度以降、入学者の募集を継続する法科大学院を設置する36大学の法学部に在籍する学生 1年生～4年生

調査実施期間：平成30年10月15日～11月30日

有効回答数：6739人

現在志望・選択肢の1つとして考えている学生の不安や迷い（上位3つまで選択）

- ① 司法試験に合格できるか、自分の能力に自信がない 合計 907人／62.1%
- ② 自分に法曹等としての適性があるか分からない 合計 650人／44.5%
- ③ 他の進路（例えば、国家公務員、民間企業や研究職等）にも魅力を感じている
合計 592人／40.5%
- ④ 大学卒業後法科大学院修了までの経済的な負担が大きい 合計 387人／26.5%
- ⑤ 法科大学院修了者の司法試験合格率が全体として低く、法科大学院に進学しても司法試験に合格できるか不安である 合計 366人／25.1%
- ⑥ 大学卒業後法科大学院修了までに2～3年の期間を要し、時間的負担が大きい
合計 338人／23.2%
- ⑦ 司法試験の受験資格を得るまでに複数の試験を受けなければならず、負担が大きい
合計 328人／22.5%
- ⑧ 司法試験に合格できても、就職できるか分からない 合計 188人／12.9%
- ⑨ 民間企業の就職状況が良いので、民間企業に就職せずに法曹等を目指すことに迷いがある
合計 166人／11.4%
- ⑩ 司法試験に合格できても、就職後の収入面に不安がある 合計 143人／9.8%
- ⑪ 司法修習期間中の生計面に不安がある 合計 101人／6.9%
- ⑫ 保護者等の周囲の者が法曹等を志望することに反対している 合計 38人／2.6%
- ⑬ その他 合計 18人／1.2%
- ⑭ 選択なし 0人/-

法曹養成制度改革推進会議決定（抜粋）

(3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、経済的負担の軽減に向けて、意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず進学等の機会を得られるよう、平成28年1月からの社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、平成29年度以降の大学等進学者を対象に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、総務省と連携して地方公共団体と地元産業界が協力して地元に就職する学生の奨学金返還支援のための基金の造成に対する支援及び優先枠（地方創生枠）を設けて無利子奨学金の貸与を行うなど奨学金制度や、授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進する。
- 文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。
- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

令和元年5月23日（木）
江島 潔 議員（自民）

参・文教科学委員会
対法務当局（法制部）

3問 在学中受験を行わない者にとって、かえってギャップタイム（法科大学院課程の修了から司法修習開始までの期間）が長くなるのではないかと考えるが、この点の見解を法務当局に問う。

[修了資格者について負担が増加するのは不可避]

（司法試験の実施時期は、今後設置予定の会議体での議論を踏まえ、最終的には司法試験委員会において、司法修習の開始時期等の日程は最終的には最高裁判所において定められる事項であり、）現時点で、今回の法案を踏まえた司法試験の実施時期や司法修習の開始時期がどうなるかは決まっていないが、仮に、司法修習の開始時期が法科大学院課程の修了直後になるとすると、法科大学院修了後あるいは予備試験合格後に司法試験を受験して合格した者にとっては、現行制度との比較において、法科大学院課程の修了から司法修習開始までの期間が3～4か月程度長くなる結果になること（注1、2）は確かである。

しかしながら、この点については、法科大学院教育の充実を前提に、法科大学院在学中受験資格を導入し、法曹志望者の時間的・経済的負担を最大限軽減することにより、多くの学生が在学中受験が可能となる制度設計に不可避的に生じるものであり、全体としての制度設計は合理的なものと考えている。

（司法修習開始時期が法科大学院課程の修了直後になるとすると、司法修習修了後の法曹資格の取得時期が、年度初めの社会における就職動向にも合致することにもなる。）

[結論－負担軽減に向けた必要な取組を進める]

いずれにしても、法改正が実現した後の司法試験の実施

時期、司法修習の開始時期を含む新たな法曹養成制度の運用については、文部科学省、最高裁判所など関係機関と十分に協議して対応してまいりたい。

特に、関係者の関心が高い司法試験の実施時期を含めた司法試験の在り方については、司法試験委員会とも連携した、しかるべき会議体を速やかに設置する予定であり、この会議体において関係者の協議による丁寧な検討が行われるよう、対応をしっかりと進めてまいりたい。

(注1) 法科大学院課程を3月に修了後、現在は、その年の11月末に司法修習が開始しているが、仮定した場合では、翌年の3～4月頃に司法修習が開始することになる。

(注2) 改正法に基づき、法学部を3年で早期卒業した場合や法科大学院に飛び入学した場合は、法科大学院修了後に司法試験を受験して合格した場合でも、現行（法学部4年、法科大学院2年、11月末の司法修習開始）より、法学部入学から司法修習開始までの期間は、8か月程度短くなる。

令和元年5月23日（木）
江島 潔 議員（自民）

参・文教科学委員会
対法務当局（法制部）

4問 新たに養成、輩出される法曹の規模に関する司法試験合格者数1,500人程度という指針を見直すことは考えているか、法務当局に問う。

[推進会議決定の内容]

- 平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、法曹人口の在り方について、法曹の需要や供給状況を含め、様々な角度から実施された法曹人口調査の結果等を踏まえた上で、新たな法曹を年間1,500人程度は輩出できるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、社会の法的需要に応えるため、より多くの質の高い法曹が輩出される状況を目指すべきとされている。

[現時点で新たな指針を設定する状況はない]

- 法務省としては、この推進会議決定を踏まえ、関係機関・団体の協力を得ながら、裁判事件数の推移、国の機関や地方公共団体に在籍する弁護士数の推移、企業内弁護士数の推移など、法曹需要を踏まえた法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積（注）を継続して行っているところ、現時点において、法曹人口の輩出規模に関するこの推進会議決定の内容と異なる新たな指針を設定する状況はないと認識している。

もっとも、法務省としては、今後とも、推進会議決定の趣旨を踏まえ、また、今回の制度改革の成果等を注視しつつ、必要な情報収集を引き続き行った上で、在るべき法曹の輩出規模について、しっかりと必要な検討を行ってまいりたい。

(注) そのほか、集積しているデータとしては、司法試験及び司法試験予備試験の受験者数・合格者数の推移、法科大学院志願者数・入学者数・修了者数の推移、弁護士登録者数及び登録取消者数の推移等のデータがある。

(参考) 法曹人口調査報告書（平成27年4月20日）

- 平成25年5月の法曹養成制度検討会議取りまとめを是認した同年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定に基づいて、内閣官房法曹養成制度改革推進室が行ったもの。
- 法曹や法的サービスに対する需要（注1）と、これらの供給状況（注2）を調べ、さらに、質の維持の観点も踏まえ、法曹養成課程における法曹輩出状況に対する調査も行った。

（注1）法曹や法的サービスに対する市民や企業、地方自治体などの意識に関するアンケート調査や、国の行政機関等における法曹有資格者の採用の現状に関する調査を実施。裁判事件数を分析。

（注2）日弁連が平成26年にかけて行った「65期・66期会員に対する就業状況等に関するアンケート結果」「弁護士実勢調査」の結果を分析。司法アクセスの状況や法曹有資格者の活動領域の拡大状況に関する各種のデータを分析。

（参考資料1） 法曹養成制度改革の更なる推進について（抜粋）

（参考資料2） 法曹人口調査報告書概要（平成27年4月20日）

法曹養成制度改革の更なる推進について（抜粋）

〔平成27年6月30日
法曹養成制度改革推進会議決定〕

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中心とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

法曹人口調査報告書 概要

平成27年4月20日
内閣官房法曹養成制度改革推進室

○ 需要

▼ 市民

- 弁護士に対する需要を有する市民層が一定程度存在（依頼を考えたが依頼しなかった層に含まれる。）
- 弁護士による対応が必要な法的需要となる分野の存在（高齢になり、財産を管理できなくなったとき〔高齢者の需要〕など）
- 弁護士へのアクセス改善による需要増加の可能性あり
- 社会の複雑化・紛争案件の複雑化に伴う専門家としての弁護士への需要増加の可能性あり
- 弁護士費用（事案により〔離婚など〕、弁護士費用を低くすると依頼意欲が高まる傾向）…基準の明確化と適切な情報開示が需要を高めるための課題

▼ 企業

- 弁護士の利用機会の増加傾向（5年前から増加したとの回答約63%/約32%〔大企業/中小企業〕。将来の利用増加との回答約59%/約34%〔同上〕。大企業ほど今後も弁護士に対する需要が増加する期待あり）
- 弁護士利用を希望する業務（契約書作成、コンプライアンスなど）について、需要が認められる可能性あり
- 法曹有資格者の採用状況はこの10年で10倍・1,100人以上まで増加。もっとも、大企業でも採用予定がないとの回答は約76%。企業内における法曹有資格者の活用の有効性の認知が必要。

▼ 自治体・国

- 弁護士の利用機会の増加傾向（5年前から増加したとの回答約58%。将来、利用が増加する（特に顧問弁護士）との回答約71%。）
- 法曹有資格者の採用状況は87人（平成27年3月）にとどまる。採用に消極的な回答も多い。
- 国の行政機関における弁護士在職者数の増加

▼ 裁判事件数

- 民事事件は減少傾向だが、過払金返還請求事件の影響を除くと、その程度は微減。契約に直接関連するものが減少、損害賠償に関連する事件（弁護士関与率が高い。）が増加。
- 刑事事件は減少傾向
- 家事事件は一部（家事審判事件）で増加傾向

法的需要
への対応

○ 供給

▼ 司法修習終了者の就業状況

- 司法修習終了直後の就業状況（裁判官92～101人、検察官72～82人、弁護士1,248～1,370人、修習終了時の弁護士未登録者546～570人）
- 修習終了から1年後の進路未定・不明者は30人程度
- 実際に就職の困難さが生じている者は、新たに弁護士登録をしようとする者の一部に限られている可能性

▼ 弁護士の実地修練・職務経験（OJT）

- 新規登録時の就業形態（勤務弁護士約76%、軒弁約7%、即独立4%）
- 実地修練ないし職務経験を積むための事件処理の指導機会（OJT）…こうした機会がある者は約85%。こうした機会の不足により困ったことがある者は、裁判手続の不備を生じたもの（約16%）を含めて約36%。困ったことがない者は約61%。
- OJTの機会は重要であるが、望ましいOJTの確保を理由に新規法曹数を減少させるかについて検討の余地あり

▼ 弁護士の事件数、収入・所得

- 平成18～26年の取扱事件数の減少傾向（取扱事件の多い弁護士が減少。少ない弁護士が増加。）
- 平成18～26年の収入・所得の減少傾向（申告所得額500～1,000万円未満の者が最多。1,000万円以上の者が減少。1,000万円未満の者が増加。）

▼ 弁護士の活動領域（組織内弁護士の採用状況）

- 国・自治体・福祉・企業・海外展開の分野で活動領域を拡大させる取組（特に企業内弁護士の増加〔平成17年…68社123人→平成26年6月…619社1,179人〕）

供給（新たな法曹）を
生み出す

○ 法曹養成課程

▼ 適性試験受験/法科大学院入学状況

- 適性試験受験者の減少（各年度平均約17%ずつ）
- 法科大学院入試受験者数・入学者数の減少（平成26年度受験者数10,267人、入学者数2,272人）。法学未修者の減少幅が大きい。

▼ 司法試験予備試験受験・合格状況

- 予備試験受験者数の増加（平成23年6,477人→平成26年10,347人）
- 最終合格者数の増加後、横ばい（平成23年116人→平成25年351人、平成26年356人）

▼ 司法試験受験・合格状況

- 司法試験の受験者数は、やや減少する傾向が見える（平成23年8,765人〔最大値〕、平成26年8,015人）。
- 司法試験の合格者数は、おおむね1,800～2,100人程度（平成26年は1,810人）。
- 法科大学院修了者の司法試験受験者数は減少。合格率は平成23年を底に上昇に転じたが、平成26年は低下（平成26年21.19%）。

▼ 司法修習生の採用・終了状況

- 新修習では、司法試験合格者数よりも当該年度の司法修習生採用者数の方が平均45人少ない。
- 考試（二回試験）不合格者数は、新司法試験が実施されてから数年は増加したが、その後は40人程度。

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
5月23日(木) 参・文教科学委 江島 潔 議員(自民)

5問 予備試験や司法試験の在り方を含め、法曹養成制度全体の在り方について、今後の検討に取り組んでいく決意を、法務副大臣に問う。

[今回の法案と司法試験の在り方の検討]

法曹志望者数が大幅に減少している中、法務省としては、今回の法案により、法科大学院改革を中心とするプロセスとしての法曹養成制度改革をしっかりと進めることが最優先と考えている。

法務省としては、今回の法案の成立後には、法科大学院教育と連携した司法試験の在り方の検討について、司法試験委員会と連携した、しかるべき会議体を速やかに設置する予定であり、司法試験の在り方について必要な検討がしっかりと行われるものと考えている。

[予備試験、その他の課題]

その上で、(委員御指摘のとおり) 今回の法案成立後も、法曹養成制度の様々な課題に取り組んでいかなければならないものと認識している。

法務省としては、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定(注1)を踏まえ、(委員御指摘



の）予備試験の在り方の検討や法曹有資格者の活動領域拡大に向けた取組などについて、引き続き、文部科学省はもちろん関係機関との連携を十分に図りながらしっかりと取り組まなければならぬと考えており、今後とも、法曹志望者の回復に向けた必要な取組を、一層の力を注いで全力で進めていきたいと考えている（注2）。】

(注1) 平成25年9月、閣議決定に基づいて設置された会議であり、内閣官房長官、法務大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣の関係6大臣で構成されていた（平成27年7月設置期限満了）。

(注2) 具体的には、これまで、

- ① 文部科学省に設置された中教審法科大学院等特別委員会に、担当者が委員として参加して、法科大学院改革について検討を行い、
- ② 文部科学省とともに、法曹養成制度改革連絡協議会（最高裁判所、日本弁護士連合会も参集）を開催して、それぞれの取組の進捗状況等を共有するとともに、活動領域の拡大のための協議等を行い、
- ③ 司法試験及び予備試験について、その結果の分析や、法学部生や司法修習生に対するアンケート調査を行うなどの取組を行ってきた。

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
5月23日(木) 参・文教委 小川 敏夫 議員(立憲)

1問 今回の改正により、法科大学院修了資格で司法試験を受験する者にとって、かえってギャップタームが長くなるのは不当ではないか、法務副大臣に問う。

[修了資格者について期間の長期化は不可避]

現時点で、今回の法案を踏まえた司法試験の実施時期や司法修習の開始時期はどうなるかは決まっていない(注1)が、司法修習の開始時期が法科大学院課程の修了直後になるとすると、法科大学院修了後に司法試験を受験して合格した者にとっては、現行制度との比較において、法科大学院課程の修了から司法修習開始までの期間が3~4か月程度長くなる結果になること(注2、3)は確かである。

しかしながら、この点については、法科大学院教育の充実を前提に、法科大学院在学中受験資格を導入し、法曹志望者の時間的・経済的負担を最大限軽減することにより、多くの学生が在学中受験が可能となる制度設計に、不可避的に生じるものであり、全体としての制度設計は合理的なものと考えている。

〔結論－負担軽減に向けた必要な取組を進める〕

いずれにしても、法改正が実現した後の司法試験の実施時期、司法修習の開始時期を含む新たな法曹養成制度の運用については、文部科学省、最高裁判所など関係機関と十分に協議して対応してまいりたい。」

(注1) 司法試験の実施時期は、今後設置予定の会議体での議論を踏まえ、最終的には司法試験委員会において、司法修習の開始時期等の日程は最終的には最高裁判所において定められる事項である。

(注2) 法科大学院課程を3月に修了後、現在は、その年の11月末に司法修習が開始しているが、仮定した場合では、翌年の3～4月頃に司法修習が開始することになる。

(注3) 改正法に基づき、法学部を3年で早期卒業した場合や法科大学院に飛び入学した場合は、法科大学院修了後に司法試験を受験して合格した場合でも、現行（法学部4年、法科大学院2年、11月末の司法修習開始）より、法学部入学から司法修習開始までの期間は、8か月程度短くなる。

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■ 携帯■】

更問 在学中受験資格による司法試験受験に合格する者はごく僅かなのではないか。

[前提ー合格率予測は困難]

司法試験の合格者数については、実際の試験結果に基づき司法試験委員会において決定されるべき事柄であり、法科大学院在学中受験資格による将来の合格者数や合格率を予測することは困難である。

[合格率が低迷することはない]

もっとも、法科大学院在学中受験資格の導入は、連携法の改正により法科大学院教育の充実が図られることに伴い、法科大学院在学中であっても司法試験受験に相応しい一定のレベルの者が養成されることを前提とするものであることからすれば、在学中受験資格による受験をした者の合格率が低迷することはないものと見込んでいる。」

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
5月23日(木) 参・文教委 小川 敏夫 議員(立憲)

2問 法科大学院課程の教育内容に含まれていない一般教養科目を、予備試験において試験科目として課すのは不当ではないか、法務副大臣に問う。

[予備試験に一般教養科目が置かれた趣旨]

予備試験は、法科大学院修了者と同等の学識・能力等の有無を判定するものである。

法科大学院の入学者選抜においては、①学部卒を要件とし、学部段階において一般教養を学んでいることのほか、②社会人については、学業以外の活動実績や社会での経験等も重視される結果、法科大学院修了者については一般教養を備えていることが担保されていると考えられる。

一方で、予備試験については、受験資格の制限がなく、法科大学院修了者のような担保がないことから、一般教養科目を試験科目としている。

[結論－不当なものではない]

このような趣旨からすれば、予備試験において一般教養科目を試験科目として課すことは不当なものではないと考えている。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

更問1 予備試験の短答式試験の一般教養科目の出題内容が、5教科で大学を受験している国公立大学出身者に有利なものになっており、不公平ではないか、と問われた場合。

〔前提〕

予備試験の短答式試験の一般教養科目については、司法試験委員会において、出題範囲を、人文科学、社会科学、自然科学、英語とする方針がとられている。また、出題の形式や内容に関しては、より適切なものとなるよう、出題を行っている司法試験予備試験考查委員において、十分な検討をされているものと承知している。

〔結論〕

短答式試験の一般教養科目の出題に当たっては、特定の分野に偏ることのないよう、各系列・各分野からの出題数のバランスに配慮しつつ、多数の問題を出題し、その中から、受験者が一定数の問題を選択して解答するという出題形式をとるなどの工夫が行われており、ご指摘のような一定の受験者層のみに有利な内容となっているとは認識していない。」

(参考)

- これまでの予備試験の短答式試験の一般教養科目については、42～43問程度が出題され、その中から選択した20問を解答するという方式がとられている。
- 分野別の内訳は、人文科学12問～14問程度、社会科学6～7問程度、自然科学16～18問程度、英語5～7問程度となっている。

更問2 予備試験の一般教養科目について廃止することを含め、予備試験制度の見直しを行うべきではないか、と問われた場合。

[推進会議決定]

平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定においては、予備試験について、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているなどとの指摘があるとされており、法務省において、必要な制度的措置を講ずることを検討することとされている。

[今後の検討]

法務省としては、まずは今般の法案の着実な実施に向けて、文部科学省等と十分に連携を図り、しっかりと進めることが最優先と考えており、予備試験については、かかる改革の実施状況等を踏まえ、また、文部科学省等と適切に連携しつつ、必要な検討を行ってまいりたいと考えている。(注)。」

(注) 本来の制度趣旨に沿っていない者の予備試験受験資格を制限することについては、合理的な受験資格の内容・範囲を客観的かつ一義的に定めることが可能か、等の課題がある。

(参考) 今回の法案における予備試験の見直し

今回の改正法案では、法科大学院課程において、選択科目相当科目の履修義務付けなどの法科大学院教育の見直しがされることを踏まえ、その付隨的・派生的な改正として、予備試験の論文式試験に選択科目を導入することとしている。

その上で、予備試験全体の負担の合理化の観点から、論文式試験から一般教養科目を廃止することとしている。

(なお、一般教養科目が置かれた趣旨に鑑み、今回の法改正後も、予備試験の短答式試験に、一般教養科目は引き続き存置されることとしている。)

(参考資料1) 司法試験予備試験の仕組み

(参考資料2) 平成26年参議院法務委員会会議録第17号
(抜粋)

司法試験予備試験の仕組み

法科大学院課程の修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式（択一式を含む。）及び論文式による筆記並びに口述の方法により、段階的に行われます。

受験資格

受験資格の制限はありません。

実施日程

短答式試験

試験日 毎年5月中旬ころまでに1日で実施する。

試験地 7試験地（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡）

論文式試験

試験日 每年7月ころまでに2日間で実施する。

試験地 4試験地（札幌、東京、大阪、福岡）

口述試験

試験日 每年10月ころまでに実施する。

試験地 東京都又はその周辺

短答式試験

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法及び一般教養科目

合格者

論文式試験

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、一般教養科目

及び

法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養（実務の経験により修得されるものを含む。）についての科目をいいます。）

合格者

口述試験

法律実務基礎科目

合格者

司法試験予備試験の合格者
(司法試験の受験資格を得ることができます。)

小川 敏夫議員 2問 参考資料2
平成26年参議院法務委員会会議録第17号(抜粋)

一つの目的ですね。ですから、やっぱりそういう方々にきちっと法律家の道を歩んでいただけるうな奨学金なり、そういうものの充実などと私は大事なことだと思います。

ただ、必ずしもそれが全てだとは私どもは考えておりませんで、例えば十分な社会経験を積んでいる法律家の、何というんでしようか、身に付けるべきことをほかの経験で随分補つておられるので、必ずしもロースクールに行く必要はないと思われます。ただ、必ずしもそれらの方もいらっしゃると思うんですね。だから、そういう方々のお考えもまたどこか生かしていく道も必要なかも知れないと思います。

だけれども、今、小川委員がおっしゃいましたように、経済的な困難の方をどうしていくかということがやつぱり一番中核的な課題ではあると思います。

○小川敏夫君 予備試験の在り方として、ほかの分野で、既にロースクールに行かなくてもいい程度の能力といいますか経験を備えた方にも道を開くんだということ目的だということでしたが、そういう方に道を開くのであれば、それはそういう制度を設ければいいので、何も予備試験という制度にこだわることはないわけであります。また、そういう方に対しても道を開くのであれば、現役学生やロースクール生がそういう道の試験を受けれる道はないわけですから、それはそれでまた別の仕組みを考えたらいのではないかというふうに意見を言わせていただきます。

あと予備試験について、この試験科目なんですが、これでも、これも前回質問させていただいたんですけど、教養科目といふのがあります。これが私は不要なのではないか、あるいは、高校から大学受験して進路を決めてきた人にとって、具体的に言えば数学や理科系が入っているということで、大分、高校から大学受験の進路を選ぶときの勉強の方によつて差が出てしまうのではないかと。こういう意味で不公平がある、不公平感が出てしまうのではないかというふうに思つておるんです。ですから、端的に言えば、この教養科目は廃止

する、あるいは教養科目を履修したと思われる大學生の一般教養修了課程とか大学卒業者には免除するとか、そうしたことと具体的に早期に実現するべきではないかと思つておるんですが、いかがで

しょうか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 公式には、これは改革推進会議の下で検討を行つてあるということでござります。それからまた、教養科目がかなり大学だけ出題の仕方も現在工夫はしているわけです。

ただ、今それで議論を、検討を進めておりますが、委員の御指摘のようなことも念頭に置きながら議論を進めてまいりたいと思つております。

○小川敏夫君 今の予備試験の位置付けは、ロースクール卒業生と同レベルの実力を求めておるわけです。

そうしますと、じゃ、予備試験に教養科目といふものがあるのであれば、ロースクールにおいてもそのような教養科目を勉強させて、そしてロースクール卒業生にも本来そういう教養科目を問うべきであると思うんですね、ロースクール卒業生と同レベルと言ふんですが、ただ、現実にはロースクールにおいてこういう教養科目の授業、講義はしていません。それから、ロースクール卒業生について、こういう教養科目についてその実力を問う試験がないわけです。

ですから、ロースクールの卒業生と同程度の実力を測るといふながら、ロースクールにおいては勉強をしていない、試験もない科目について、干

うものがあるのではあるけれども、現実にはロースクール卒業生にも本来そういう教養科目を問うべきであると思うんですね、ロースクール卒業生と同レベルと言ふんですが、ただ、現実にはロースクール卒業生と同程度の実力を測るといふながら、ロースクールにおいてこういう教養科目の授業、講義はしていません。それから、ロースクール卒業生について、こういう教養科目についてその実力を問う試験がないわけです。

ですから、ロースクールの卒業生と同程度の実力を測るといふながら、ロースクールにおいては勉強をしていない、試験もない科目について、干

うものがあるのではあるけれども、現実にはロースクール卒業生にも本来そういう教養科目を問うべきであると思うんですね、ロースクール卒業生と同レベルと言ふんですが、ただ、現実にはロースクール卒業生と同程度の実力を測るといふながら、ロースクールにおいてこういう教養科目の授業、講義はしていません。それから、ロースクール卒業生について、こういう教養科目についてその実力を問う試験がないわけです。

○國務大臣(谷垣禎一君) これは、法科大学院の場合はも前の学部というようなものがある程度想定されているということはあると思うんです。したがいまして、予備試験においての方もいろんな方がいらっしゃると思うんですね。

ですから、学部、学部といいますか、四年の学部の課程でどれだけ教養単位を取つてあるかといふようなことをどう考えていくかとか、その辺はいろいろ考える必要があるだろうと思います。

○小川敏夫君 ざつぱらんに言いますと、五科目から問題を出しておるわけです。そうしますと、これもこの前質問されたんすけれども、今の大學生受験の実情は、国公立を受ける方は、国公立が五科目受験ですので、高校で勉強する際にもう国公立コースといつて五科目を中心勉強するわけです。

ですが、ほとんどの私立大学は数学、理科がない国語、社会、英語系という三科目受験ですのでも、もう高校での授業の際に、私立大学受験コース、私立大学文系コースというともう三科目中心になっちゃつて、数学、理科は余り力を入れていません。

ただ、それが余りにも重荷になつてないかと思うんです。

そうしたことを踏まえて、大学に入つてきて、大學で教養の勉強をしていなければいけないけれども、しかし、現実にこの予備試験を受けるといふ場面になった場合に、ざつぱらんに、私立の

法学部の学生に言わせて、もう法律の勉強で手

つけながら検討を進める必要があると思っておりま

す。

○小川敏夫君 法曹人が教養が必要ないとは言つておらないわけでして、当然法曹には持つべき教養は持つてもらわなくてはいけないと思うんです

が、いかがで

ないような授業が行われているというのが実態だ

と思うんです。

そうしたことを踏まえて、大学に入つてきて、

大學で教養の勉強をしていなければいけないけれども、しかしながら、現実にこの予備試験を受けるといふ場面になった場合に、ざつぱらんに、私立の

法学部の学生に言わせて、もう法律の勉強で手

つけながら検討を進める必要があると思っておりま

す。

○小川敏夫君 法曹人が教養が必要ないとは言つておらないわけでして、当然法曹には持つべき教

養は持つてもらわなくてはいけないと思うんです

が、いかがで

ないよといふのが実情だと思うんですね。

ですから、みんな高校を出たんだから当然高校で備え付けるべき教養は分かつてするのが当然だ

から、三科目しか勉強しないやつが悪いんだといふふうに思つてます。ですから、そんな不公平

感も感じる人も随分多いのですから、この教養科目は廃止するか、あるいは、先ほども言つたよ

うに、大学卒業者あるいは一般教養の修了者につ

いては免除していいのではないかといふふうに思つてます。

私が論理的におかしいと言うのは、ロースクー

ルにおいてそういう勉強もしていないし、ロース

クール卒業生についてそういう教養についての実

力を判定する試験も課していないのに、同じ資格

力を付与する予備試験においてのみ教養試験がある

ということはやつぱりバランスが取れないんじゃない

でないですかと、こういうふうに聞いて、それで論

理的に釣合いが取れないんじゃないか、おかしい

んではないかと、こう聞いておるわけです。

○國務大臣(谷垣禎一君) これは、法科大学院の場合はも前の学部というようなものがある程度想定されています。

だから、学部、学部といいますか、四年の学

部でどれだけ教養単位を取つてあるかといふ

方がいらっしゃると思うんですね。

ですから、学部、学部といいますか、四年の学

部でどれだけ教養単位を取つてあるかといふ

方がいらっしゃると思うんですね。

ですから、学部、学部といいますか、四年の学

部でどれだけ教養単位を取つてあるかといふ

方がいらっしゃると思うんですね。

だから、学部、学部といいますか、四年の学

部でどれだけ教養単位を取つてあるかといふ

方がいらっしゃると思うんですね。

だから、学部、学部といいますか、四年の学

部でどれだけ教養単位を取つてあるかといふ

方がいらっしゃると思うんですね。

だから、学部、学部といいますか、四年の学

部でどれだけ教養単位を取つてあるかといふ

方がいらっしゃると思うんですね。

だから、学部、学部といいますか、四年の学

部でどれだけ教養単位を取つてあるかといふ

方がいらっしゃると思うんですね。

です。

ですが、ほとんどの私立大学は数学、理科が

ない国語、社会、英語系という三科目受験ですの

でも、もう高校での授業の際に、私立大学受験コース、私立大学文系コースというともう三科目中心になっちゃつて、数学、理科は余り力を入れていません。

これも、文科副大臣にも度々お越しいただ

て、私は、常に有力校の定員が多過ぎるのではな

いかということ、有力校の定員が多過ぎれば、有

力校には当然人がどんどん集まるという吸引力も

(対大臣・副大臣・政務官) 人事課 作成
5月23日(木) 参・文教科学委 小川敏夫 議員(立憲)

3問 司法試験予備試験の実施時期を見直し、合格発表後直ちに司法試験を受験することができるようすべきではないか、法務副大臣に問う。

[前提]

司法試験予備試験の実施時期については、司法試験委員会の判断に委ねられているところ。

[司法試験委員会における検討内容]

司法試験委員会においては、広く意見を聴取するなどした上で、様々な要素を考慮して現行の試験日程を決定したものと承知。

なお、議論に際しては、

- ・ 予備試験は短答式試験、論文式試験、口述試験の三段階で行う試験制度になっているため、実施期間が長くかかること
- ・ 予備試験の合格発表の時期から翌年の司法試験の出願時期までそれほど期間が空いていないことなどから、予備試験の合格者が受験資格を得るのが翌年の司法試験になることについても不合理ではないとされたものと承知。」

(参考1) 司法試験及び司法試験予備試験の日程

○ 司法試験

11月中旬～ 出願
5月中旬頃 短答式試験及び論文式試験
9月頃 合格発表

○ 司法試験予備試験

1月下旬～ 出願
5月中旬頃 短答式試験
7月頃 論文式試験
10月頃 口述試験
11月頃 最終合格発表

(参考2) 司法試験委員会会議議事要旨（第60回、平成21年11月11日）

○委員長 規制改革会議から問題意識を伝えられているもう一つの点は、予備試験の合格者が受験資格を得るのは翌年の司法試験になるという点である。この点については、当委員会でも議論を行ったが、短答式試験、論文式試験及び口述試験という三段階で行う試験制度になつてているため、実施期間が長くかかり、新司法試験が行われる5月までには予備試験の合格発表は間に合わない。また、新司法試験の出願時期は前年の12月であるので、予備試験の合格発表の時期からそれほど期間が空いているとも思えない。

○委員 予備試験は、法科大学院の修了に代わるものであるから、そのためにある程度の時間を要することになつてもやむを得ないのではないかと思う。

○委員 旧司法試験に合格した場合、司法修習を開始するのは翌年の4月だった。一方、新司法試験に合格した場合は、司法修習の開始が合格した年の12月に繰り上がっているので、予備試験の合格、新司法試験の出願から受験、そして修習開始までを総合的に見れば、さほど

差はなく、許容範囲ではないかと思う。

○委員長 受験生の側にしてみれば、予備試験と本試験との間に期間が空いていた方が、本試験に頭が切り替えられてむしろ喜ばれるという見方もできるのではないか。

【責任者：大臣官房人事課 伊藤課長 内線████ 携帯████】

更問1 司法試験の出願期間から実施までの期間を
もっと短くすればいいのではないか。

〔結論〕

(司法試験の実施については、司法試験委員会に
委ねられているところ、) 現行の司法試験の日程に
ついては、司法試験委員会において、諸般の事情を
踏まえて適切に決定しているものと承知。」

「更問2 法改正後、司法試験の実施及び合格発表の日程は、いつ頃となるのか」と問われた場合。

[司法試験の実施時期について]

司法試験の実施時期は最終的には司法試験委員会の決定事項であり、現時点で方針は決定していない。

もっとも、今回の制度改革による新しい司法試験の実施時期は、法曹志望者や法学教育関係者にとって非常に関心が高い事項であることは認識しており、法案成立後に設置する予定の文部科学省等の関係省庁、教育関係者、法曹実務家等を構成員とする会議体において検討することとしている。

なお、今回の法改正の立案を担当する立場としては、法科大学院における教育の実施を阻害せず、法科大学院教育と司法試験との有機的連携を図る等の観点から、「一つの選択肢」として、現状の5月実施を後倒しして、夏頃の実施とすることを想定しているところである。

[司法試験の合格発表時期について]

あくまで仮定ではあるが、司法試験を7月頃に実施することとした場合、合格発表の時期は10月頃となることが想定される。」

「更問3 予備試験の実施時期について、今後見直すことは検討していないのか」と問われた場合。

〔前提〕

(先ほど申し上げたとおり,) 予備試験の実施時期は、司法試験委員会の判断に委ねられている。

〔会議体において検討〕

法務省としては、今後、本法案成立後に設置する予定の文部科学省を始めとする関係省庁、教育関係者、法曹実務家等を構成員とする会議体において、司法試験の実施時期を含む司法試験の在り方について検討することとしているが、それとの関連で、予備試験の実施時期についても必要な検討がされるものと認識している。

〔結論－関係機関等と十分連携して対応〕

いずれにしても、法務省としては、法改正が実現した後の司法試験及び予備試験の実施時期、司法修習の開始時期を含む新たな法曹養成制度の運用について、文部科学省、最高裁判所など関係機関と十分に協議して対応してまいりたい。」